

2022年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HBかB）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

(商法)

第1問

株式会社における一株一議決権の原則とその例外について、説明しなさい。

(配点：40点)

(商法)

第2問

甲株式会社は、大会社である公開会社であり、監査役会を設置している。Aは、甲社の代表取締役社長である。B、C、DおよびEは、甲社の株主である。甲社の定款には、定時株主総会における議長は、代表取締役社長が務めるとの定めがある。

甲社では、2021年6月28日に定時株主総会が開催された（以下、本件株主総会という）。本件株主総会の招集通知には、株主総会の目的である事項（議題）として、①剰余金の処分の件、および、②取締役6名選任の件と記載されていた。

本件株主総会の質疑応答において、まず、Bが、甲社の製品であるαについて、将来的にどのくらいの利益が見込めるか知りたいため、製造原価を教えてください、との質問を行った。これに対して、Aは、企業秘密に該当するので回答は差し控えると述べた。

次に、Cが、同業他社において会計不正の問題が起こっているが、甲社の会計不正防止の体制はどのようになっているか、との質問を行った。その際、Cは、この点について、Aおよび甲社の会計監査人であるFから説明してほしい、と発言した。これに対して、Aは、甲社では内部統制が適切に整備されているので、会計不正の心配はない、また、Fから説明する必要はない、と回答した。

その後、Dが、これまでのBおよびCの質問に対するAの回答に納得がいかないとして、語気を強めて同様の発言を繰り返し、また、指定された質問場所を越えて会場前方の役員席に近づいてこようとした。これに対して、議長であるAが、数回、制止を求めたが、Dは従わなかった。このため、Aは、会場に控えていた甲社の従業員および警備会社の係員に指示をして、Dを会場から強制的に退出させる措置をとった。

その後、本件株主総会の議事が進行され、前記①および②の議題に関して、会社提案の議案が賛成多数で承認された。

Eは、本件株主総会の会場において、その運営に疑問をもち、株主総会決議の瑕疵を争う訴訟を提起することを考えている。

2021年9月15日の時点で、Eは、どのような訴えを提起することができるか、また、それは認められるか。Eの立場において考えられる主張およびそれに対する甲社の反論を踏まえて、論じなさい。

(配点：40点)

<出題の趣旨等 2022年度 商法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、株式会社における一株一議決権について検討させるものである。第2問は、株主総会決議の決議取消事由の有無を検討させるものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 40点

第2問 40点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

まず、一株一議決権の原則につき、その明文上の規定である会社法308条1項を挙げる事が求められる。さらに、一株一議決権の原則の根拠につき、会社法109条1項(株主平等)を挙げる事が望まれる。

次に、一株一議決権の原則の例外については、単元株式制度(会社法308条1項但し書)、株式相互保有(会社法308条1項本文括弧書)、自己株式(会社法308条2項)、議決権制限種類株式(会社法108条1項3号)を挙げる事が求められる。さらに、これら以外の例外(会社法140条3項・160条4項など)についても適切に説明されることが望ましい。

・第2問について

まず、9月15日時点において、決議の日から3ヶ月以内であるため、株主であるEは、本件株主総会について、決議の方法が法令に違反するまたは著しく不公正であることを理由として、株主総会の決議取消しの訴えを提起できることを指摘することが求められる(会社法831条1項1号)。その際、Eとしては、他の株主についての瑕疵についても、取消しを求めることができると解されることについても説明されていることが望まれる。

次に、具体的な法令違反として、Eとしては、BおよびCの質問に対する取締役の説明義務違反(会社法314条)を主張することが考えられること、これに対して甲社は、Bの質問に対する回答については、説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害すると反論することが考えられる点について検討することが求められる。なお、Cの質問については、会計監査人には明文上の説明義務がないことを踏まえて検討することが望ましい。

さらに、Dが強制的に退場となった点について、Eとしては、これが決議の方法が著しく不公正であると主張することが考えられること、これに対して甲社は、議長の権限（会社法315条1項および2項）の正当な行使であると反論することが考えられる点について検討することが求められる。

以上